

民事訴訟の現状分析

現状分析チーム(旭川弁護士会) 中村元彰

民事第一審訴訟の新受件数の推移

1 民事第一審訴訟事件等の概況

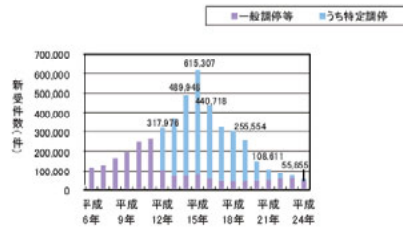
【図4】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



第五回迅速化検証報告書 第四編 2.1頁

民事調停の新受件数の推移

【図29】 地方裁判所及び簡易裁判所における民事調停事件の新受件数の推移 (抜粋)



第5回迅速化検証報告書社会要因編 70頁

民事保全事件 新受件数

- 2000年 32,990件
- 2003年 27,699件(3万件を切る)
- 2009年 19,167件(2万件を切る)
- 2010年 17,043件
- 2011年 16,771件
- 2012年 16,699件
- 2013年 15,261件

各種相談件数

法テラスサポートダイヤル問い合わせ件数(2012年度)
32万7759件

消費生活相談情報(PIO-NET)(2013年度)
約92万5000件(9年ぶりに増加)

総合労働相談での個別労働紛争相談件数(2013年度)
24万5783件

法テラスサポートダイヤル問い合わせ件数



2012年 法テラス白書 44頁

PIO-NETに登録された消費生活相談情報

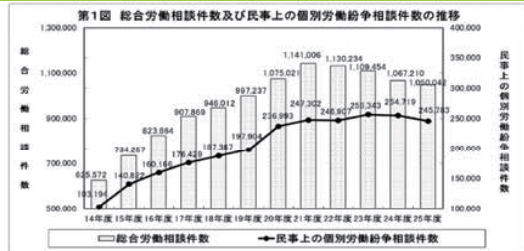
図表4-1-1 2013年度の消費生活相談件数は9年ぶりに増加



(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報(2014年4月30日までの登録分)。
2. 2009年度以前は、国民生活センター「消費生活相談状況」。

2014年度消費生活白書

総合労働相談での個別労働紛争相談件数



※ 「民事上の個別労働紛争」とは、労働条件その他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争(労働基準法等の違反に係るものを除く)。
厚生労働省「2013年度個別労働紛争解決制度実施状況」プレスリリース

釧路地裁帯広支部の概要



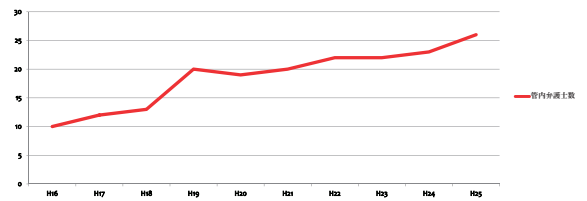
十勝平野



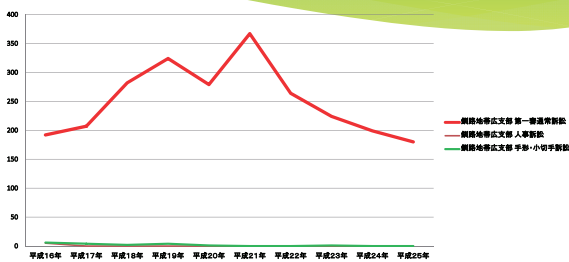
十勝名物



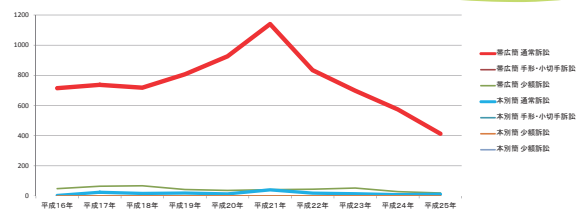
帯広支部管内弁護士数の推移



釧路地裁帯広支部の民事事件数



帯広簡易裁判所・本別簡易裁判所の民事事件数



弁護士数の推移と民事訴訟事件数の推移についての管内弁護士の雑感

- * 人口規模が縮小しており、経済低迷も相まって紛争が減少しているのではないか(30期代)。
- * 弁護士数の増加により、双方代理人が就任して訴訟外で解決できる紛争が増加しているのではないか(60期代)
- * 過去12年間の受任件数を調査してみると、年間20件程度で推移してきている。私の感覚では2012年の後半から「急激」に相談件数が減少してきた。その原因は何か、あれこれ考えてみたがよく分からない。かつては自治体からみの案件があったが、今はない。金融機関からみの案件も殆んどなくなった。法化社会の進展で紛争が生じない仕組みになってきたのかもしれない。また債権回収事業はファクタリングやサービサーに流れているのかもしれない。(20期代)。

弁護士数の推移と民事訴訟事件数の推移についての管内弁護士の雑感

- * 訴訟に対する社会的ニーズの減少(たとえば、I 債権の税務処理に訴訟を必要としなくなった(過去には何でも債務名義を取得して執行しなければ回収不能⇒損金処理ができなかった)ケースが増加した、II 特定の紛争(交通事故)については、過去手段として訴訟が選択されていたものが、代替的紛争解決制度(弁護士による交渉・あっせん等)が利用されるようになった、III 手形訴訟は手形取引の減少に伴って紛争そのものが減少した)等も背景にあるのではないか(20期代)。
- * 事件数なんて水ものなので原因といっても分析は難しいのではないか(40期代)。

弁護士や民事訴訟に対する地元の若手経営者の雑感

- * 自分が抱える問題が弁護士に相談すべき案件かわからないこともある。
- * どのくらいの費用がかかるかわからない、高い請求書が来そう(弁護士が何をしてくれるのか、どんな費用でどんなことができるのか情報(広報)が足りない。例の日弁連のテレビCMを知る人はだれ一人いなかった)
- * 気軽に相談(ちょっと聞いてみたい)ということが難しそう。
- * 民事訴訟は、財務処理に必要と思われる期間内での費用対効果に見合う解決が見込めなさそう。

2012年各地裁の民事第一審訴訟新受事件数 ÷ 同年9月3日時点の管内弁護士数

【表47】各地裁管内別の弁護士一人当たりの新受事件数(民事第一審訴訟事件)

庁名	新受事件数	管内弁護士数	一人当たりの新受事件数
東京地裁管内	40,428	14,084	2.7
大阪地裁管内	17,209	3,251	4.5
仙台地裁管内	2,119	378	5.6
札幌地裁管内	3,282	628	5.2
名古屋地裁管内	8,004	1,292	6.2

(略)

管内	新受事件数	管内弁護士数	一人当たりの新受事件数
新潟地裁管内	397	64	6.3
大分地裁管内	1,283	132	9.7
千葉地裁管内	5,728	567	10.1
水戸地裁管内	2,081	211	9.9
福井地裁管内	1,541	155	9.9
神戸地裁管内	7,182	717	10.0
高知地裁管内	616	60	10.3
長崎地裁管内	1,527	147	10.4
宮崎地裁管内	1,175	110	10.7
鹿児島地裁管内	1,795	167	10.7
秋田地裁管内	782	71	11.0
津島地裁管内	1,659	151	11.1
岡山地裁管内	1,764	147	12.0
山口地裁管内	1,644	134	12.3
徳島地裁管内	1,205	81	14.9

※ 弁護士数が300人以上の地域
 弁護士数が100人未満の地域
 ※ 弁護士数は、平成24年9月3日現在の数値である。

2012年各地裁の民事第一審訴訟新受事件数 ÷ 同年9月3日時点の管内弁護士数

東京 2.7 大阪 4.5 全国5.0

函館 44人 6.8件 鳥取 60人 10.3件
 旭川 63人 7.4件 松江 63人 8.2件
 釧路 64人 9.3件 秋田 71人 11.0件

2009年のワ号新受事件・管内弁護士数を100とした場合の、2013年の指数

	ワ号新受事件数	管内弁護士数
1. 青森地裁管内	26.8	161.1
2. 秋田地裁管内	30.1	123.8
3. 盛岡地裁管内	33.0	135.6
4. 福島地裁管内	34.9	145.1
5. 宮崎地裁管内	37.4	143.0
(全国指数)	62.6	130.0

2009年のワ号新受事件・管内弁護士数を100とした場合の、2013年の指数

	ワ号新受事件数	管内弁護士数
6. 佐賀地裁管内	37.9	151.6
6. 旭川地裁管内	37.9	154.5
8. 函館地裁管内	38.1	141.2
9. 松江地裁管内	38.4	154.3
10. 長崎地裁管内	40.1	141.2
(全国指数)	62.6	130.0

2010年における各国の人口10万人あたりの民事訴訟事件数

アメリカ	6,083件
イギリス	2,498件
フランス	2,609件
ドイツ	1,909件
韓国	2,024件
日本	690件

(各欄の「民事訴訟事件」の定義については、三木浩一編『金融執行の実務と課題』97頁(青林書院、2013年)参照)

民事事件数 各国比

「人口比でアメリカの8分の1、イギリス・フランスの4分の1、ドイツ・韓国の3分の1」(民事司法を利用しやすくする懇談会「民事司法を利用しやすくする懇談会最終報告書」2013年10月、5頁)

なぜ民事訴訟が増えないのか？
その原因を考えよう！！

民事訴訟制度研究会編「2011年民事訴訟利用者調査」(商事法務、2012年)

実際の訴訟のうち、最高裁判所によって情報提供された5832件から抽出した2406人についてアンケートをし、785件の回答を得たもの

※2006年も同様の調査

民事訴訟制度研究会編「2011年民事訴訟利用者調査」(商事法務、2012年)

問10 裁判が開始されるにあたって、ためらいやできれば避けたいという気持ちはありましたか
はい 46.7%

問10-1 裁判を避けたいと思った理由
時間がかかると思ったから 73.8%
費用がかかると思ったから 72.2%
世間体が悪いと思ったから 20.1%

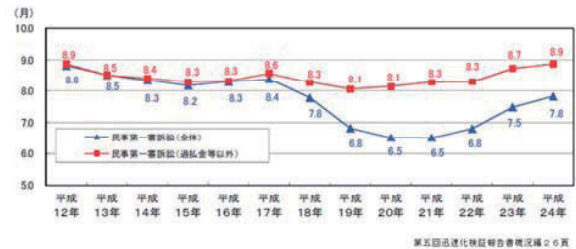
民事訴訟制度研究会編「2011年民事訴訟利用者調査」(商事法務、2012年)

問14 裁判(地裁のみ)を終えて、かかった時間をどのように思いますか

長い(やや長い+長すぎる) 44.2%
合理的範囲 34.0%

民事第一審訴訟の平均審理期間の推移

【図9】 平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



民事訴訟制度研究会編「2011年民事訴訟利用者調査」(商事法務、2012年)

問14-1 かかった時間が長いと思ったのは、次のどの段階でしょうか
裁判になってからの全体が長い 63.5%
全体的に、期日と期日の間 44.5%
訴状を出して(受け取って)から、第1回期日まで 24.5%

審理期間長期化の要因は・・・

第三回迅速化検証報告書では、審理期間長期化の原因として、裁判官一人あたりの手持ち件数の多さや法廷の不足が原因となっている可能性が示唆されており、裁判官の増員、法廷の増設といった裁判所の人的・物的条件整備が強く望まれるところである。

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部
「民事裁判についての弁護士アンケート調査」
(2013年1月)

実施時期は2012年6月から同年8月で、当時の大阪弁護士会員の約1割である367人から回答を得ている。

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部
「民事裁判についての弁護士アンケート調査」
(2013年1月)

大阪地方裁判所(本庁・支部)の民事部の裁判官の数
十分6%、少し足りない32%、かなり足りない30%
裁判官が忙しすぎるのではないかと感じることがありますか
よくある38%、時折ある48%、殆どない14%
裁判官は記録をよく読んでいますか
よく読んでいます17%
よく読んでいない裁判官が時折いる78%
よく読んでいない裁判官が多い5%

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部
「民事裁判についての弁護士アンケート調査」
(2013年1月)

判決書の説得力は十分だと思いますか

十分9%、時折不十分70%、しばしば不十分21%

判決書の争点のとらえ方に問題があると思うことがありますか
よくある6%、時折ある61%、殆どない32%

井垣敏生(元大阪高裁部総括判事)談

「(争点整理手続について) 密室になると、当事者も準備が不十分なら、裁判官も事案を十分に把握していないのか、進行をリードできず、争点が一向に整理されず、いたずらに期日を重ねているようなケースも見られる」

「集中証拠調べだけは、ほとんどの事件で半日で実施しています。高裁で争点を整理してみると、もっと尋問したい人物がいるのに、原審では採用していない」、「半日コースとか一日コースなどの時間枠にとらわれているように見える」

—— 原因の第一を裁判官不足に求めている

(日本裁判官ネットワークシンポジウム「民事紛争解決の新しい試みに向けて」判例時報2149号11頁)

民事訴訟制度研究会編「2011年
民事訴訟利用者調査」(商事法務、2012年)

問11 今回の裁判が始まった時点で、地方裁判所での裁判が終わるまでにどのくらいの費用がかかるか事前に予想はつきましたか。

全く予想がつかなかった 38.2%
(2006年調査 48.4%)

問11-1 (ある程度は予想がついた、はっきり予想がついた人の) 情報源

弁護士 79.5%
自分の経験 22.5%
書籍 7.9%
インターネット 5.7%

利用者調査から浮き上がる課題とは・・・

一層の広報努力の必要性

インターネットなどにアクセスできない情報弱者への対応

弁護士費用保険

プリベント少額短期保険株式会社

日本初の単独型弁護士費用保険「ミカタ」

単独型弁護士費用保険「ミカタ」



「ミカタ」販売数の推移

2013/ 05/29 「ミカタ」販売開始
08/08 申込1000件突破
12/10 申込3000件突破
2014/ 03/28 申込5000件突破
06/09 申込7000件突破

第26回司法シンポジウム 会員アンケート

本年2月12日——6月18日実施
回答総数 1113名

訴訟件数が増えない原因についての 会員アンケート結果(複数回答可)

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1 民事訴訟に費用がかかるから | 41.3% |
| 2 市民が民事訴訟にどれくらい費用がかかるかわからないから | 38.3% |
| 3 民事訴訟に時間がかかるから | 44.5% |
| 4 市民が民事訴訟にどれくらい期間がかかるかわからないから | 29.6% |

訴訟件数が増えない原因についての 会員アンケート結果(複数回答可)

- | | |
|---|-------|
| 5 依頼者にとって民事訴訟に伴う労力の負担
(証拠収集や裁判所への出頭など)が大きい | 32.9% |
| 6 勝訴が見込めるだけの証拠収集手段が乏しいから | 32.8% |
| 7 予想される認容額が少ないから | 24.9% |
| 8 勝訴しても執行などの制度に不備があり回収が見込めないから | 51.9% |
| 9 勝訴しても相手方に資力がなく回収が見込めないから | 60.3% |

訴訟件数が増えない原因についての 会員アンケート結果(複数回答可)

- | | |
|------------------------------|-------|
| 10 裁判所が遠かったり開廷日数が限られていたりするから | 6.9% |
| 11 身近に弁護士がいないから | 15.8% |
| 12 裁判所の敷居が高いと思われるから | 25.7% |
| 13 弁護士の敷居が高いと思われるから | 29.7% |
| 14 市民に、弁護士の業務に関する情報が不足しているから | 24.2% |

訴訟件数が増えない原因についての 会員アンケート結果(複数回答可)

- | | |
|--|-------|
| 15 市民が訴訟提起による相手方との対立を嫌うから | 31.0% |
| 16 市民が訴訟提起は世間体が悪く、多くの人に知られると困ると考えているから | 25.3% |
| 17 その他 | 11.9% |
| 18 無回答 | 0.6% |

財産開示手続

2010年	1,207件
2011年	1,124件
2012年	1,086件
2013年	979件
2012年の韓国	145,462件

第26回司法シンポジウム 会員アンケート

損害賠償の認容額

精神的損害	
想定より高い	5.9%
ちょうど良い	27.6%
想定より低い	47.8%
想定よりかなり低い	12.8%

第26回司法シンポジウム 会員アンケート

逸失利益

想定より高い	6.0%
ちょうど良い	42.2%
想定より低い	38.8%
想定よりかなり低い	4.6%

第26回司法シンポジウム 会員アンケート

懲罰的(抑止的)損害賠償について

賛成	26.5%
事案によって賛成	50.0%
反対	22.1%

賛成の場合の金額

実損害額と同額までの加算なら賛成	30.5%
実損害額の2倍までの加算なら賛成	18.4%
実損害額の2倍以上の加算でも賛成	27.0%

解決への処方箋——5つのチーム

基盤整備アクセス
 時間対策
 費用対策
 充実審理
 判決・執行改革

各チームにまたがる複合問題：「支部問題」

全国の地裁・家裁に203の支部
 うち46は裁判官非常駐

何の建物??



旭川地家裁管内



支部問題～開廷日

2014年 8月							2014年 9月							2014年 10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4							

法廷



調停室1



調停室2



支部問題～「破産管財事件処理」

破産管財事件

裁判官	債権者
書記官	破産者
管財人	申立代理人

旭川-----250km-----稚内
(片道4時間) 250km≒東京～新潟の直線距離

「地域司法とIT裁判所」

日本裁判官ネットワークシンポジウム

判例時報2212(4月11日)号、2213(4月21日)号

ご清聴ありがとうございました。

おしまい